

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第19号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「125人」を「145人」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「2万4,312円」を「3万2,850円」に改め、同条第3号中「3万6,468円」を「4万9,275円」に改め、同条第4号中「4万8,624円」を「6万5,700円」に改め、同条第5号中「5万3,486円」を「7万3,912円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同条第6号中「6万780円」を「8万2,125円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同条第11号中「9万2,385円」を「18万3,960円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「8万7,523円」を「16万7,535円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「8万2,660円」を「15万1,110円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「7万7,798円」を「12万1,545円」に改め、同号イ中「第10号イ」を「第11号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「7万2,936円」を「10万8,405円」に改め、同号イ中「第9号イ又は第10号イ」を「第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

次のいずれかに該当する者 9万8,550円

ア 合計所得金額が250万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

第14条第3項中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に、「第

10号まで」を「第11号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度までの保険料率については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)附則第14条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)並びに第15条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、この条例による改正後の墨田区介護保険条例(以下「新条例」という。)第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

令附則第14条第1項又は第2項に規定する者 4万1,062円

令附則第15条第1項又は第2項に規定する者 5万7,487円

4 平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、新条例第10条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

新条例第10条第1号に掲げる者 3万2,400円

新条例第10条第2号に掲げる者 3万2,400円

新条例第10条第3号に掲げる者 4万8,600円

新条例第10条第4号に掲げる者 6万4,800円

新条例第10条第5号に掲げる者 7万2,900円

新条例第10条第6号に掲げる者 8万1,000円

新条例第10条第7号に掲げる者 9万7,200円

新条例第10条第8号に掲げる者 10万6,920円

新条例第10条第9号に掲げる者 11万9,880円

新条例第10条第10号に掲げる者 14万9,040円

新条例第10条第11号に掲げる者 16万5,240円

新条例第10条第12号に掲げる者 18万1,440円

令附則第14条第1項又は第2項に規定する者 4万500円

令附則第15条第1項又は第2項に規定する者 5万6,700円

(賦課期日後に令附則第14条第2項又は第15条第2項に該当するに至った第1号被保険者の取扱い)

- 5 保険料の賦課期日(介護保険法(平成9年法律第123号)第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。)後に令附則第14条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第15条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令附則第14条第2項又は第15条第2項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。
- 6 前項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。